

## 会計上の引当基準の変更を受けた自己資本規制上の

### 取扱いに関するバーゼル委員会の当面の措置

小立 敬

#### ■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は 2017 年 3 月、会計上の引当基準の変更を受けて、「自己資本規制上の引当金の取扱い」に関する規則文書を公表した。その背景として、国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）が発生損失に基づく引当基準から予想信用損失（ECL）に基づく引当基準に変更することが挙げられる。ECL の導入によって、IFRS や米国会計基準（US-GAAP）を適用する金融機関の自己資本比率に少なからぬ影響が生じる可能性がある。
2. バーゼル委員会は 2016 年 10 月、自己資本規制上の引当金の取扱いについて、①抜本的な検討を行うディスカッション・ペーパーと、②当面の間の措置を提案する市中協議文書を公表しており、今般の規則文書は、市中協議文書で議論された当面の措置について規則を定めるものである。
3. 規則文書に定められた当面の措置としては、自己資本規制上の引当金について現行の取扱いを維持するとともに、自己資本比率への影響を軽減するために経過措置を設けている。経過措置は、引当基準が変更になる銀行にのみ適用される。したがって、規則文書の適用対象は、IFRS および US-GAAP を適用する金融機関に限られ、日本の会計基準および金融検査マニュアルに基づいて引当金を計上する金融機関は対象にはならない。
4. もっとも、2009 年のピッツバーグ・サミットでは、発生損失に基づく引当金はトゥー・リトル、トゥー・レイト（too little, too late）であるという金融危機の教訓を受けて、フォワードルッキングな引当金を導入することについて G20 首脳の間で合意されており、そのことが IASB や FASB による ECL の導入につながっている。将来的には、日本の会計基準もしくは金融検査マニュアルの改訂によって、日本においても引当基準として ECL アプローチが導入される可能性について念頭に置く必要があるのかもしれない。

## I. 規則文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2017年3月29日、「自己資本規制上の引当金の取扱い——当面の措置および経過措置」と題する規則文書（以下、「規則文書」）を公表した<sup>1</sup>。バーゼル委員会は2016年10月に自己資本規制上の引当金の取扱いについて、①抜本的な検討を行うディスカッション・ペーパーと、②当面の間（interim period）の措置を提案する市中協議文書を公表している<sup>2</sup>。今般の規則文書は、市中協議文書で議論された当面の措置について規則を定めるものである。

バーゼル委員会が自己資本規制上の引当金の取扱いについて議論を行う背景としては、国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）が、発生損失（incurred loss）に基づく引当基準から予想信用損失（expected credit loss; ECL）に基づく引当基準に変更を行うことである。金融危機の際、発生損失に基づく引当金は損失吸収ができず、トゥー・リトル、トゥー・レイト（too little, too late）であることが認識された。その結果、2009年9月に開催されたピッツバーグ・サミットでは、フォワードルッキングな引当金を導入することについてG20首脳の合意が得られている。G20サミットの合意がIASBやFASBによるECLアプローチの導入につながっている。

IASBは2014年7月にIFRS第9号「金融商品」を公表し、2018年1月1日からECLに基づく引当基準の適用を開始する予定である。一方、FASBも現在予想信用損失（current expected credit loss; CECL）というECLに基づく新たな引当基準を2016年6月に策定しており、2020年1月1日から上場する銀行を皮切りに適用を始める（2019年からの早期適用も可）。バーゼル委員会としては、今後、自己資本規制上の引当金の取扱いについてディスカッション・ペーパーの議論を踏まえてより抜本的な検討を行うことにしているが<sup>3</sup>、IASBやFASBによるECLアプローチの適用時期が迫る中で、規則文書は当面の措置について規則を定めたものである。

日本の金融機関は一般に、日本の会計基準の下、金融検査マニュアルの償却・引当基準を踏まえて貸倒引当金を計上している。現時点では、日本の会計基準にECLアプローチが採用されたり、金融検査マニュアルにおいてECLアプローチを導入するような検討が行われているわけではない。今般の規則文書が規定する当面の間の経過措置（transitional arrangement）が適用されるのは、IFRSおよびFASB基準（US-GAAP）を採用する金融機関に限られる。現在、日本では、自己資本規制が適用される金融機関のうちIFRSを採用しているところはない<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions – interim approach and transitional arrangements,” Standards, March 2017 (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d401.pdf>).

<sup>2</sup> ディスカッション・ペーパーについては、BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions,” Discussion paper, October 2016、市中協議文書については、BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions – interim approach and transitional arrangements,” Consultative document, October 2016を参照。

<sup>3</sup> 長期的な政策オプションの検討に関しては、前掲脚注2のディスカッション・ペーパーを参照。

<sup>4</sup> 日本取引所グループ「IFRS適用済・適用決定会社一覧」（2017年7月現在）（<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>）を参照。なお、野村ホールディングスは、US-GAAPに基づいて自己資本比率を計測している。

これに対して、IFRS や US-GAAP を適用する海外の金融機関には、ECL アプローチの導入によって自己資本比率に少なからぬ影響が生じる可能性がある。欧州銀行監督機構(EBA)は、IFRS 第9号が欧州の銀行セクターに与える影響に関する報告書を2016年11月に公表した<sup>5</sup>。報告書によると、IFRS 第9号の導入によって従来のIAS 第39号「金融商品：認識および測定」に基づく引当金から18%も増加する結果、コモンエクイティ Tier1 (CET1) 比率は59 ベーシスポイント (bp)、総自己資本比率は45bp 低下するという分析結果が示されている。

バーゼル委員会は、自己資本規制上の引当金の取扱いに関して、長期的な観点から抜本的な検討を始めようとする段階ではあるが、発生損失よりも ECL アプローチを支持する立場から、IASB および FASB による ECL アプローチの適用を前に、自己資本比率への影響を考慮して経過措置を講じるものである。以下では、バーゼル委員会が公表した自己資本規制上の引当金の取扱いに関する規則文書の概要を整理する。

## II. 当面の措置の概要

### 1. 現行の取扱いの維持

現行のバーゼルⅢでは、引当金の自己資本規制上の取扱いは標準的手法と内部格付手法 (IRB) とで異なる。標準的手法の下では、一般引当金と個別引当金の区分を認識した上で信用リスク・アセットの1.25%を上限に Tier2 に一般引当金を考慮することができる。一方、IRB には一般引当金と個別引当金の区別はない。IRB においては、①一般引当金や個別引当金、部分直接償却を含む総適格引当金 (total eligible provision) と、②デフォルト確率 (PD) ×デフォルト時損失率 (LGD) ×デフォルト時エクスポージャー (EAD) で計測される期待損失 (expected loss; EL) を比較した上で、EL が総適格引当金を上回る場合は不足額を CET1 から控除し、EL が総適格引当金を下回る場合には信用リスク・アセットの0.6%を上限に超過額を Tier2 に算入する扱いとなっている (図表1)。

特に、一般引当金と個別引当金の区別を必要とする標準的手法については、会計基準には一般引当金と個別引当金の区分が存在しない中で、各国当局が一般引当金と個別引当金の解釈を個々に行ってきた<sup>6</sup>。その結果、自己資本規制上の一般引当金と個別引当金の取扱いについては、各国・地域の間で実務的に差異が生じている状況である。

そこで、バーゼル委員会が2016年10月に公表したディスカッション・ペーパーでは、自己資本規制上の引当金の取扱いに係る長期的な政策オプションとして、①現行の取扱い

<sup>5</sup> EBA, "Report on results from the EBA impact assessment of IFRS 9," 10 November 2016.

<sup>6</sup> 例えば、バーゼルⅢテキストのパラグラフ60は、一般引当金について、「将来すなわち現時点では未確定の損失に備えた引当金または貸倒引当金については、顕在化した損失に対して自由に充当することができるため、Tier2 に含めることが妥当」とし、個別引当金については、「特定の資産または負債の信用状態の悪化に起因した引当金については個別またはグループ化されているかどうかによらず、除外されるべき」と記述するのみであり、一般引当金と個別引当金に関して具体的な定義は存在しない。

図表 1 自己資本規制上の引当金の現行の取扱い

標準的手法 (SA)		内部格付手法 (IRB)	
分子(自己資本)		分子(自己資本)	
一般引当	SAで算出される信用リスク・アセット (RWA) の1.25%を上限にTier2資本に算入可	引当>期待損失額 (EL)	IRBで算出される信用リスク・アセット (RWA) の0.6%を上限に差額をTier2資本に算入可
個別引当	勘案しない	引当<期待損失額 (EL)	差額を普通株式等Tier1 (CET1) 資本から控除
分母(リスク・アセット)		分母(リスク・アセット)	
信用リスク・アセット (RWA) は、エクスポージャーに対してリスク・ウェイト (RW) を乗じて計測 ・一般引当はエクスポージャーに含まれる ・個別引当はエクスポージャーから控除		非期待損失額 (UL) に基づき計測 (引当はその計算基礎となるデフォルト時エクスポージャー (EAD) から控除されない)	

- (注) 1. 自己資本=CET1+その他 Tier1+Tier2  
 2. EL は自己資本規制上の EL であって、会計上の ECL とは異なるもの。  
 3. IRB において EL と比較される「引当」は、一般引当金と個別引当金を含む適格引当金。

(出所) 金融庁および日本銀行説明資料より野村資本市場研究所作成

の維持、②一般引当金と個別引当金に係る新たな定義の導入、③標準的手法における規制上の EL の導入という3つの選択肢が示された<sup>7</sup>。すなわち、②または③の選択肢が採用される場合は自己資本規制における引当金の取扱いが変更されることになり、特に、③の選択肢が採用されることになると、IRB と同様に規制上の EL が導入され、標準的手法でも一般引当金と個別引当金を区別する必要がなくなる。

もっとも、長期的な政策オプションは、バーゼル委員会の今後の検討に委ねられている。そこで、今般公表された規則文書は、ECL アプローチの適用を前に、各国・地域間で引当金あるいは自己資本に関して会計上もしくは監督上の相違が生じており、ECL アプローチの導入が自己資本比率に与える影響について不確実性がある中で、市中協議文書と同様、当面の間は現行の取扱いを維持する方針を明らかにした。

バーゼル委員会はその上で、各国当局に対して自国の銀行が一貫して適用できるように ECL アプローチに基づく引当金をどのように一般引当金と個別引当金に振り分けるかに関するガイダンスを策定することを推奨する。さらに、バーゼル委員会は各国当局が策定したガイダンスを集めてメンバー間で共有するとともに、市場関係者の認識を促すため、各国・地域の銀行が規制目的で会計上の引当金をどのように取り扱っているかについて、バーゼル委員会が各国・地域の引当実務の概要を提供することを検討している。

## 2. ECL アプローチの適用に係る経過措置

### 1) 経過措置の背景

規則文書は、引当金の自己資本規制上の取扱いについて当面の間は現行の取扱いを維持する方針を示しているが、発生損失アプローチから ECL アプローチの変更が自己資本比率に負の影響を与える可能性があることから、その影響を考慮して経過措置を設けている。

<sup>7</sup> バーゼル委員会の検討の背景や方向性については、小立敬「自己資本規制上の引当金の取扱いに関するバーゼル委員会の検討と当面の措置」『野村資本市場クォーターリー』2017年冬号を参照。

経過措置を設ける理由としてバーゼル委員会は、以下の2つの点を挙げる。

- 自己資本比率への影響は、現在予想されているものよりも相当に重大なものとなって、自己資本比率の予想外の低下をもたらす可能性があること
- バーゼル委員会として、会計上の ECL アプローチとプルーデンスの枠組み（自己資本規制）の恒久的な関係についてどのようにあるべきかについて結論に至っていないこと

バーゼル委員会としては、一般に ECL アプローチへの移行に伴って引当金が全体的に増加し、銀行の自己資本比率が低下することを認識している。また、IFRS を採用する銀行は、US-GAAP を採用する銀行に比べると2年ほど ECL アプローチの適用時期が早いことから、ECL アプローチへの移行の際によりプレッシャーがかかることを指摘する。さらに、従前は IFRS を採用していなかったものの、IFRS 第9号の施行にあわせて IFRS を採用する銀行または国・地域にも ECL アプローチへの移行の問題が生じる。

バーゼル委員会としては、このような点を考慮して、ECL アプローチへの移行に関する経過措置を設けたと説明している。なお、バーゼル委員会は、規則文書が定める経過措置は、ECL アプローチへの移行という引当基準が変更になる銀行に対してのみ適用されることを確認している。

## 2) アプローチの選択

規則文書は、アプローチ A とアプローチ B という2つの経過措置を用意する<sup>8</sup>。各国当局は、後述する経過措置に係る原則を踏まえて、いずれかの経過措置を選択しなければならない。なお、規則文書はいずれのアプローチでも移行期間を3年とする事例で説明しているが、それはあくまでも説明のために設定された期間であって、後述のとおり、5年以内という制限の中で経過措置の期間が決定されることになる。

### (1) アプローチ A：移行直後の CET1 への影響額をその後の移行期間に割振る方法

ECL アプローチへの移行時に発生する自己資本に与える影響に対処する静的 (static) なアプローチである。当該アプローチでは、銀行は ECL アプローチ移行直後の CET1 と、移行直前の発生損失アプローチに基づく CET1 を比較して、引当金増加に伴う CET1 の減少額 (税効果後) を把握し、CET1 減少額を経過措置に係る調整額とする。経過措置の期間は直線法 (straight line amortisation) に基づく調整額が CET1 に考慮される<sup>9</sup>。

例えば、ECL 移行前の引当金が1,000ユーロであり、移行後に1,350ユーロに増加する場合には、CET1 の減少額は350ユーロ (税効果は無視) となり、当該額が標準的手法における経過措置に係る調整額となる。一方、IRB では、ECL 移行前に総適格引当金に50

<sup>8</sup> なお、市中協議文書では2つのアプローチに加えて、移行後の増加率を翌年以降の引当金に乗じて調整するアプローチも提案されていたが、規則文書では増加率に基づいて調整する選択肢はなくなっている。

<sup>9</sup> 直線法とは、例えば経過措置が3年の場合、1年目に調整額の3/4、2年目に2/4、3年目に1/4 を乗じて段階的に調整する方法を指す。

図表 2 アプローチ A による調整（数値例）

年	CET1調整額
1年目(初日から最終日)	€300 * 3/4 = €225
2年目(初日から最終日)	€300 * 2/4 = €150
3年目(初日から最終日)	€300 * 1/4 = €75
4年目(初日以降)	0

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

ユーロの不足が生じていれば調整額は 300 ユーロ (=350-50) となり、総適格引当金が超過していれば調整額は 350 ユーロとなる。

ここで、IRB 行で総適格引当金に 50 ユーロの不足が生じている場合を想定し、経過措置の期間を 3 年とすると、アプローチ A に基づく経過措置としては、各年の CET1 に図表 2 の調整額を加味することとなる。

#### (2) アプローチ B : IFRS 第 9 号のステージ 1 および 2 に係る引当金に対して段階的かつ保守的に認識する方法

アプローチ A と比較すると、経過措置の間、各年の期待信用損失は変化し、移行時の引当金や自己資本への影響を考慮するものではないという点で動的 (dynamic) なアプローチである。当該アプローチは、IFRS 第 9 号の下、経過措置期間にわたって ECL アプローチが引当金に与える影響に対応するものとなっている。

IFRS 第 9 号では、引当金はステージ 1 (正常債権)、ステージ 2 (要注意債権)、ステージ 3 (不良債権) に区分される。当該アプローチでは、ステージ 3 の引当金は現行の IAS 第 39 号の発生損失に基づく引当金と概ね同額との前提を置いた上で、ECL アプローチへの移行によって追加的に生じる引当金は、ステージ 1 および 2 において生じたものと仮定する。当該アプローチでは、経過措置期間は、各年のステージ 1 および 2 の引当金に対して ECL 移行に伴う CET1 の減少額を考慮した規制上の引当金を利用することになる。

例えば、経過措置期間を 3 年とし、1 年目、2 年目、3 年目のステージ 1 および 2 の引当金がそれぞれ 400 ユーロ、460 ユーロ、540 ユーロであり、ECL 移行時の引当金の増加が 300 ユーロとする。IRB 行で総適格引当金の不足額はなく税効果も無視すると、この場合、ECL 移行時に引当金が 300 ユーロ増加しているが、IFRS 第 9 号におけるステージ 1 および 2 の引当金は 400 ユーロであることから、400 ユーロのうち 100 ユーロは IFRS 第 9 号の適用によって増えた分であると想定し、100 ユーロを経過措置に係る調整額として捉えることになる。したがって、アプローチ B に基づく経過措置としては、各年の CET1 に図表 3 の調整額を加味した調整を行うことになる。

図表3 アプローチBによる調整（数値例）

年	CET1調整額
1年目(初日から最終日)	$(€400-€100) * 3/4 = €225$
2年目(初日から最終日)	$(€460-€100) * 2/4 = €180$
3年目(初日から最終日)	$(€540-€100) * 1/4 = €110$
4年目(初日以降)	0

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

### 3) 経過措置に関する原則

バーゼル委員会は、各国当局が自国に適用する経過措置を選択する際のハイレベル要件として以下を定めており、各国当局はこれらの原則を踏まえていずれかの経過措置を選択しなければならない。

#### (1) 参照する資本基準

経過措置において参照される資本基準としては CET1 が妥当。CET1 を調整した値は、他の規制資本（例えば、総自己資本）あるいは他の規制基準（例えば、レバレッジ比率、大口エクスポージャー規制）にも適用すること

#### (2) 静的アプローチか動的アプローチか

各国当局は、経過措置として、ECL 移行時に1回のみ影響を計測する静的アプローチか、経過措置の間は期待信用損失の変化を考慮する動的アプローチかを選択すること

#### (3) 経過措置の期間

経過措置の主な目的は、ECL アプローチの導入に伴う負の影響に対して銀行が自己資本を再構築する時間を与えることによって、銀行の資本ショック（capital shock）を回避することであることから、経過措置の期間としては5年以内が妥当

#### (4) 経過措置の調整および資本への影響

簡素さの観点から直接法による調整が望ましく、ECL アプローチの導入に伴う影響は、経過措置期間において完全に中立化してはならない

#### (5) 副次的な調整

ECL アプローチの導入が CET1 に与える影響を軽減するための経過措置は、会計上の引当金のあり方が直接的に影響を与える他の規制の枠組みにおいて副次的な調整を伴うことになる。各国当局は、バーゼル委員会が認識している副次的な調整を適用するか、適切なより簡素なアプローチを採用すること。バーゼル委員会が認識する副次的な調整としては、次のとおり

- CET1 に対する ECL アプローチの影響を計測する際は、税効果を勘案すること
- 将来減算一時差異による繰延税金資産 (DTA) は、経過措置の間、規制上は無視すること。すなわち、当該 DTA を CET1 に考慮しない代わりに、CET1 から控除したりリスク・ウェイトを乗じないこと
- CET1 から控除されない会計上の引当金の取扱いは、以下のとおり
  - a) 一般引当金または超過引当金 (EL を上回る総適格引当金) の定義を満たしていても Tier2 に算入しないこと
  - b) 標準的手法においては個別引当金の定義を満たしていてもエクスポージャーから減額しないこと
  - c) レバレッジ比率エクスポージャーから減額しないこと

#### (6) 透明性および開示

各国当局は、適用する経過措置の詳細、その理由および監督上のインプリケーションについて公表すること。また、各国当局は、銀行に対して第 3 の柱 (Pillar3) の開示を通じて以下を公表することを求めること

- 経過措置を適用しているかどうか
- 経過措置が適用されない場合の銀行の規制資本およびレバレッジ比率と比較した規制資本およびレバレッジ比率

### III. 今後の留意点

今般公表された規則文書は、発生損失アプローチから ECL アプローチに引当基準を変更する IFRS 第 9 号および CECL の適用が予定される中、引当基準の変更が自己資本比率に与える影響を踏まえて、当面の間の措置として現行の取扱いを維持するとともに、引当基準の変更の影響を緩和するための経過措置を定めるものである。

したがって、規則文書の適用対象は、会計基準として IFRS や US-GAAP を適用する金融機関に限られ、日本の会計基準および金融検査マニュアルに基づいて引当金を計上する金融機関は対象にはなっていない。

一方、金融検査マニュアルの償却・引当基準は、発生損失をベースに予想損失も取込むかたちにはなっているものの、IFRS 第 9 号のように将来の情報に基づき完全なフォワードルッキングで引当金計上が求められているというわけではない。2009 年のピッツバーグ・サミットにおいては、発生損失に基づく引当金はトゥー・リトル、トゥー・レイトであるという金融危機の教訓を受けて、フォワードルッキングな引当金を導入することが G20 首脳の間で合意されており、そのことが IASB や FASB による ECL アプローチの導入につながっている。こうした点を踏まえると、将来的には、日本の会計基準もしくは金融検査マニュアルの改訂によって日本でも ECL アプローチが導入される可能性についてもある程



度念頭に置く必要があるのかもしれない。仮に日本でも ECL アプローチが導入されることになれば、日本の金融機関についても規則文書に沿った対応が求められることになる。

さらに留意すべきこととして、2016 年 10 月のディスカッション・ペーパーが提示した自己資本規制上の引当金の取扱いに関する長期的な政策オプションの検討については今後、バーゼル委員会において行われることが挙げられる。バーゼル委員会の検討の結果として、標準的手法においても、IRB と同様に一般引当金と個別引当金の区分が撤廃され、規制上の EL に基づいて引当金を取扱うということになれば、信用リスクの標準的手法の枠組みが大きく変わることになる。標準的手法に基づいて自己資本比率を計測している金融機関においては、その水準に影響が生じるかもしれない。

いずれにしても、日本の金融機関に与える影響という点では、日本における将来的な ECL アプローチの導入の可能性と、自己資本規制上の引当金の取扱いに係る長期的な政策オプションの検討について、引き続き注意を払っていくことが必要である。

他方、今般の規則文書は、IFRS および US-GAAP を適用する海外の金融機関にとっては、ECL アプローチの導入に伴う自己資本比率に与える影響が潜在的に大きいことを示唆している。規則文書は、アプローチ A とアプローチ B という 2 つの経過措置を提示しており、その選択によって自己資本比率に生じる影響は異なる。IFRS を適用する銀行はアプローチ A とアプローチ B が選択できるが、US-GAAP を採用する銀行はアプローチ A しか採用できない。IFRS 第 9 号では 2018 年 1 月 1 日以降、CECL では 2020 年 1 月 1 日以降、ECL アプローチが適用されることになるが、ECL アプローチの移行後に自己資本比率にどのような影響が生じるのかについても注視が必要だろう。